

防除に関する課題と今後の取組の方向性について

1. 防除に関する課題

本資料における防除とは、既に我が国の自然環境下に導入された外来種及び導入して定着した外来種を対象として、外来動物においては捕獲又は殺傷及び卵の採取又は殺傷、外来植物においては採取又は損傷等を行うことにより、定着している外来種の生存個体を取り除く又は殺処分する行為である。（※なお、現状で未侵入の外来種に関する予防対策（検疫）等については別途とりまとめることとする。）

◎外来種の新たな導入や分布拡大に伴って、外来種の防除の取組は広がり、また、技術開発や普及啓発が進んだことにより、外来種の地域的根絶や希少種の生息状況の回復、農業被害の緩和等、一定の成果が得られた事例もある。

◎しかしながら、我が国に定着した特定外来生物において、現時点で国レベルで根絶に成功した事例はなく、広域に定着した特定外来生物においても一部で分布拡大に成功している事例はあるものの、我が国全体で防除により外来種の分布拡大阻止に成功しているとは言い難い状況にある。

◎また、一部の地域で野外に生息する外来種を餌付けしたり、防除の理解が得られない等、外来種対策における地域住民等の理解や協力が十分得られていない。

◎防除に取り組む行政機関では、厳しい財政状況にある中で、防除に係る予算や体制を十分に確保することが難しい状況にある。

◎防除にあたっては、

- ・ 防除の優先度を踏まえた戦略的防除の展開
- ・ 広域的な連携と役割分担の推進
- ・ 防除に係る 基礎的なデータの収集・提供と科学的知見に基づく順応的な管理
への活用
- ・ 防除に係る費用と体制の確保
- ・ 防除技術の開発、マニュアルの整備

（１）防除の戦略

- 全国的な観点からの防除の展開について、**CBD-COP10** で決議された戦略計画**2011-2020**（以下、「愛知目標」という。）の目標 9 等も踏まえ、専門家の意見を聞きながら、他の外来種対策との関係も考慮しつつ、防除における優先度、広域的な連携、各主体の役割分担等、今後の防除の方向性を明記した行動計画を策定する必要がある。
- 防除の実施に当たっては、予算配分について戦略を立てて執行することが重要である（例：捕獲作業と技術開発への配分等）。

① 早期発見と早期対応

- 侵入初期の早期発見・早期対応の重要性を広く周知し、各主体の役割に応じて適切な防除が実施されるよう、意識改革が必要である。
- 防除を実施している地方公共団体は増加傾向にあるものの、実際の防除は「被害・影響」が顕在化してから実施されることがほとんどであり、分布拡大阻止や定着初期対応を目指した防除の推進が困難な状況にある。

② 定着後の防除

- 侵入初期からまん延期、防除効果による低密度化に至る各段階に応じて、防除の戦略や捕獲等の技術を見直し、必要に応じて順応的に対応する必要がある（例：生息密度が低下したマングースの防除事業における希少種混獲への配慮や探索犬等の導入）。

（２）広域的な観点（連携・協働、国と自治体の役割）

- 広域に分布する特定外来生物について、ある地域では防除を実施し、隣接地域では防除を実施していないなど、広域的な視点からの連携不足により、分布拡大を抑制できていない場合がある（例：アライグマ）。
- 防除における国と自治体の役割分担が不明確であり、自治体が積極的に防除に取り組みにくいという指摘がある。
- 広域分布種に対する防除の推進を目的とした環境省モデル事業においても、各事業がそれぞれ独立して実施してきており、事業間の連携が不十分で得られた成果等が他の事業に十分に活かされていない。
- 広域的な分布拡大を阻止するための取組や、各地で個々に取り組まれている防除の取組に係る情報共有は、国が主導する必要がある。

（３）計画的かつ順応的な取組

- 防除の実施に当たっては、防除の必要性、実行可能性、実効性、効率性を踏まえ、防除の目標設定（地域からの完全排除、影響の封じ込め、影響の低減等）、防除体制などを検討し、計画的、効果的、効率的に防除を推進する必要がある。

- 防除は、「種の管理」ではなく「生態系管理」としてとらえる必要がある（例：外来種間の相互作用が発現したり、外来種が既に生態系の一部として機能している場合、これを防除することにより新たに生じる生態系への悪影響をも考慮し、防除の手順を検討する等）。
- 一部の事業を除いて、モニタリングを踏まえた計画的・順応的な防除が実施されていないことが多い。
- 防除の成果を評価するための指標として駆除数を用いている場合が多い。防除の成果を定量的に評価する上では効率的ではあるものの、防除が進み生息数が減少した段階では、成果（駆除数）も減少するため、防除努力も減らされてしまう可能性がある。
- 防除による効果の検証については、感覚的な評価に頼っている例が多く、防除実施後の状況がわかりにくいものの、モニタリングの実施や効果を評価しないまま防除を続けている例が多い。
- 防除を実施する際には、活動の失敗例も含め防除の実績や評価指標となるデータを把握し、費用対効果の検証等も行う必要がある。
- 防除に伴う希少種への正負の影響に関しては、データが乏しく長期的な希少種の回復効果やリスク評価が困難な場合もあるが、入手可能な情報をもとに、科学的な検証を行い、順応的に防除を進めていくことが必要である。
- 防除効率を上げるためには専門家による技術の指導等の必要性が高いが、アラビグマでは、地方自治体の6割で専門家がいないう状況である。
- 防除にあたって、研究者と連携し、科学的観点からのチェックを行うとともに、地域住民等の理解・協力を得られるよう、より一層普及啓発を進める必要がある。
- 防除を行う土地や施設の関係者が広範に及ぶ場合は、計画的な防除の支障とならないよう、事前に綿密な調整と合意形成が必要である（例：ナガエツルノゲイトウなどの水草が河川と用水路にまたがり生育する場合）。

（４）防除の費用や実施体制の確保

- 地域を主体とした計画的・継続的な実施体制の構築、防除に対する地域住民の理解・協力に発展するような普及啓発は十分でない事例が多い（例えば、環境省モデル事業を引き継いで地域が防除事業を開始したものの、目標達成するまでの継続的な防除実施のための資金及び体制が確保できない等の課題が発生。）。
- 駆除した外来種の処分について、受け入れ先がある場合が多いが、処分量が多くなるような種（ブラックバス等の魚類やアレチウリ等の植物）では焼却施設で受入を拒否されるといった現状（地方公共団体内での連携不足）もある。
- 捕獲個体の処分方法については、捕獲現場や処分場所の体制等に応じて適切なものを選択可能となるように、基本的な考え方を示す必要がある。

（５）防除技術の開発と普及

- 効果的な防除方法が確立されていないために、防除が進んでいない種がある（例：ガビチョウなどの鳥類）。
- 低密度化段階から根絶を目指すための探索技術や捕獲技術、生息・生育環境に応じた効果的かつ効率的な防除技術、外来種の拡大・防除の効果・必要な費用の予測モデル研究等、さらなる防除技術等の開発が必要である。
- 特定外来生物の種類に応じた防除マニュアルや事例集（失敗事例を含む）の作成は重要である。
- 防除マニュアルについては、個々の条件に応じて、地域が主体的に防除手法を選定し、目標を設定して効果的な防除計画を立案すること、関係者と連携し継続的な防除のための体制を構築すること、効果的な普及啓発を行うこと等に有効となるよう、汎用性が高く、きめ細かな内容にする必要がある。

（６）防除の法的枠組

- 確認・認定の制度の認知度が低く、手続きの煩雑さや、制度活用のメリットが少ないこと等により、他法令での捕獲や制度を使用しないままの捕獲が行われている。
- 鳥獣類の防除の実施については、外来生物法と鳥獣保護法による枠組みが併存し、また外来生物法に基づく防除の確認・認定を受けたとしても、鳥獣保護法と同様に禁止猟法などの制約があり、手続きの煩雑化や混乱につながっているとの意見がある。
- 外来生物法の規制（野外に放つこと等）が、防除技術の開発に必要な調査研究の支障となる可能性がある。

2. 今後の方向性について

(1) 戦略的・順応的な防除の推進

- ◎ 防除における優先度、広域的な連携、各主体の役割分担等、今後の防除の方向性を含む、2020年までの各主体における外来種対策に関する行動の指針を明らかにした、外来種被害防止行動計画（仮称）を策定する。
- ◎ 多様な主体の参加と連携を促し、各主体の役割分担及び防除の優先度（被害の深刻度・規模、防除の実行可能性・実効性・効率性等）を踏まえて、目標設定（根絶、拡大防止、低密度管理等）を行い、戦略的な防除計画を立案した上で、効果的、効率的な防除を推進する。
- ◎ 防除実施に当たっては、モニタリングを行い、適切な指標に基づき状況を把握・評価し、結果を還元することにより、生態系保全を目指した順応的な防除を推進する。

(2) 各主体における防除の支援策の推進、連携などの強化

- ◎ 防除に必要な基礎情報を収集・公表するとともに、防除実施主体等への予防原則（初期防除の重要性）の周知徹底や分布拡大予測等の情報提供を推進する。
- ◎ より汎用性が高く、きめ細やかな防除マニュアルの作成、技術的な助言を行う防除の専門家の派遣・育成、防除手法及び分布拡大等の予測評価手法等の研究開発の推進等、防除の支援策を強化する。
- ◎ 情報交換の場の設定等により、各防除実施主体において得られた個別の防除成果や教訓を共有化する。
- ◎ 地方公共団体等の外来種対策を推進するため、生物多様性地域戦略、独自の外来種リストの整備等を促進する。
- ◎ 防除に関する手続きの円滑化等により、制度面からの多様な主体の防除への参画を推進する。

(3) 普及啓発の強化

- ◎ 外来種の防除に対する理解や協力が得られるよう、普及啓発を強化するとともに、外来種問題についての学校教育、社会教育を強化する。